

神奈川県立県民ホール
指定管理者外部評価委員会
審査報告書

平成21年8月

1 審査報告書作成の経緯

神奈川県立県民ホールの指定管理者の選定にあたり、神奈川県立県民ホール指定管理者外部評価委員会（以下「委員会」という。）は、申請者から提出された申請書類の書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行った。

このたび、委員会による審査が終了したので、ここに審査結果を報告する。

2 委員会委員（五十音順　　は座長）

委員名	職業等	委員区分
逢坂恵理子	横浜美術館館長	美術精通者
草加 叔也	(有)空間創造研究所代表取締役	舞台芸術精通者
藏本 隆	公認会計士、税理士	経理識見者
相馬 千秋	NPO法人アートプラットホーム代表理事	施設利用者
根木 昭	東京藝術大学教授	学識経験者

3 選定の経過

平成21年 7月13日	申請要項の提示
平成21年 7月13日～平成21年 7月27日	質問の受付
平成21年 8月10日	申請書類の提出
平成21年 8月21日	委員会開催（申請書類の審査及び評価、指定管理者の候補者の選定）

4 審査基準

選定基準	選定基準 (細目)	審査基準		配点 (計100点)	指定の基準 (条例 規則)	審査の対象と する申請書類 該当箇所	
		審査項目	審査の視点				
サービスの向上	1 指定管理業務実施に当たっての考え方	(1) 指定管理者としての基本姿勢	施設の設置目的や公の施設としての役割・運営方針に関する考え方の理解	5	規則第3条第2号	(様式3) - 1(1) (様式4)	
			本館と芸術劇場の一体運営に関する考え方の理解				
			業務の一部を委託する場合の業務内容等の状況				
	2 適切な管理運営	(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務	施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての取組状況	5	条例第5条第2号	(様式3) - 2(1)	
			(2) 利用承認等に関する業務	条例に基づく適切な利用料金の設定及び施設の運営方針を踏まえた利用承認等の業務についての取組状況	5	条例第5条第1号	(様式3) - 2(2)
				(3) 事業実施に関する業務	施設の運営方針を踏まえ、その特性をより効果的に生かした事業実施の状況	25	規則第3条第2号
	3 利用者への対応	(1) サービス向上及び利用促進のための取組み	利用者サービスの向上に向けた取組状況	5	規則第3条第2号	(様式3) - 3(1)	
			利用者ニーズの把握及び事業等への反映の状況 苦情処理やトラブルへの対応状況 より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の状況				
	4 安全管理	(1) 日常時の安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組状況	5	条例第5条第2号	(様式3) - 4(1) (2)	
			(2) 緊急時の対応				事故等の緊急事態が発生した場合の対応の状況
管理経費の節減	1 適切な積算	(1) 事業計画等との関係	指定管理業務を行うための経費の積算の状況	10	条例第5条第4号	(様式3) (様式4)	
	2 節減努力	(1) 提案額	提案された指定管理料の経費節減の度合い	20		(様式3)	
団体の業務遂行能力	1 人的な能力	(1) 執行体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員の確保や配置等の状況 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	5	条例第5条第3号 規則第3条第1号	(様式3) - 1(1) (2) 定款、 寄附行為、 団体の概要	
			(2) 人材育成等				指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況
	2 財政的な能力	(1) 財務状況	施設の運営を安定確実に進める経営規模の状況	5	条例第5条第4号	定款、 寄附行為、 事業計画書、 収支予算書、 事業実績書、 決算諸表	
			指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質の状況				
	3 法令等を遵守する能力	(1) 諸規程の整備	指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備の状況 法令遵守の徹底に向けた取組状況	5	条例第5条第2号	(様式3) - 2(1) (2) (3) 諸規程類	
			(2) 個人情報保護の考え方				個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況
			(3) その他				指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況
	4 その他	(1) これまでの実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	条例第5条第3号	(様式3) - 3 類似施設の運営実績	

5 審査の実施方法

(1) 委員会の運営

神奈川県立県民ホール指定管理者外部評価委員会の設置及び運営に関する要綱に基づき、会議は公開とした。また、会議記録については、発言者名は匿名とし、発言内容は要約して公表することとした。

(2) 委員会の実施状況

ア 日時：平成21年8月21日(金) 13:30～16:20

イ 場所：県庁新庁舎5階 5B会議室

ウ 出席者委員：5名

エ 内容

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング

申請者による申請書類に基づく約30分間のプレゼンテーションの後、委員からの質疑を行った。

(イ) 協議・評価

申請書類及びプレゼンテーションを踏まえ、各委員の意見を集約し、審査基準に基づき委員会として申請書類に対する評価点を決定し、指定管理者としての適格性を審査した。

6 審査結果

委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体は、県民ホールの指定管理者として適格性を有すると判断した。

財団法人 神奈川芸術文化財団

7 評価点

選定基準	選定基準（細目）	審査基準	配点	評価点
		審査項目		
サービスの向上	1 指定管理業務実施に当たっての考え方	指定管理者としての基本姿勢	5	5
	2 適切な管理運営	施設及び設備の維持管理に関する業務	5	4
		利用承認等に関する業務	5	4
		事業実施に関する業務	25	20
	3 利用者への対応	サービス向上及び利用促進のための取組み	5	4
4 安全管理	日常時の安全管理	緊急時の対応	5	4
管理経費の節減	1 適切な積算	事業計画等との関係	10	10
	2 節減努力	提案額	20	12
団体の業務遂行能力	1 人的な能力	執行体制	5	4
		人材育成等		
	2 財政的な能力	財務状況	5	4
	3 法令等を遵守する能力	諸規程の整備	5	4
個人情報保護の考え方				
4 その他	その他の	5	4	
合 計			100	79

8 審査講評（委員会としての講評）

申請者	講 評
財団法人 神奈川芸術文化財団	<p>委員5名による協議により委員会としての評価を行った結果、評価点の合計が79点となった。県の求める業務水準を満たし、県民ホールの指定管理者として適格性を有すると判断した。</p> <p>優れていると評価した内容の中には、次のようなものがあった。</p> <p>本県文化芸術の広域拠点施設としての役割を十分理解しており、神奈川県文化芸術振興条例、かながわ文化芸術振興計画を踏まえた長期的ビジョンの下で、施設の設置目的に沿った適切な管理運営が見込めること</p> <p>県内最大の芸術拠点としての地域文化振興の推進、個性ある劇場として芸術創造と振興の推進、教育普及活動の推進等の運営方針が示されるなど、県民ホールの設置目的や公立劇場としての役割を深く理解していると認められ、適切な管理運営を行うことが</p>

見込めること

芸術劇場の貸館の利用調整は、新たな取組みであり、従来の公共施設にありがちな機械的な公平性に走らず、県の方針を踏まえ、利用計画の提出を求めて利用調整委員会で調整するなど、創造型劇場にふさわしい運営が見込めること

他の劇場・ホールとの共同制作、「神奈川国際芸術フェスティバル」の開催、歌舞伎等の伝統芸能公演、ジャンルを超えた舞台芸術の展開（アートコンプレックス）などをはじめ、良質の舞台芸術作品の創造・発信により、幅広い鑑賞機会の提供が見込めること

本館についてはこれまでの高い利用率を維持しつつ、自主事業として優れたオペラ、バレエ、音楽等の公演を予定するとともに、広く貸館としての利用を促進する提案となっており、また、芸術劇場との一体運営により事業資金の効率的運用と維持管理の効率化が見込めること

芸術劇場については、高機能の舞台機構を活用し、自主事業を積極的に展開する新たな施設という特徴を踏まえ、オープニング事業からその後の事業展開まで、創造・発信型の舞台芸術作品や人材育成、地域連携事業が計画され、これまで県内では触れる機会が少なかった、優れた舞台芸術事業が提案されている。芸術監督の演出若しくは企画による作品の長期的な公演、海外のトップアーティストとの共同制作、県にゆかりの若手劇団等への作品制作・発表機会の提供など、自主事業の積極的な実施が見込めること

人材育成への積極的取組みによる文化芸術振興基盤の強化として、舞台技術者ワークショップや出演者のためのスキルアップ講座の定期的な開催、大学や教育機関等との連携のもとアートマネジメント人材の育成など、人材育成に向けた積極的な取組みが見込めること

一方、懸念される内容の中には、次のようなものがあった。

施設の維持管理や、組織体制について効率化が図られているが、経費の節減に努めるあまり、人員が不足とならないか懸念もぬぐい切れない。更なる収入確保等が計画されているが、経済状況が厳しい中で、相当な努力が必要になると考えられる。